

高岡法科大学

2013イブニングセミナー

企業活動をめぐる法

－会社法と経済法の視点から－

講師

前期 7/ 4^木・11^木・18^木・25^木

高岡法科大学教授

高倉 史人

後期 10/ 3^木・10^木・17^木・24^木

高岡法科大学教授 法学博士 中国弁護士(律師)

姜 姍

時間

19:00～20:30

会場

ウイング・ウイング高岡
高岡市生涯学習センター

対象者

企業人及び一般県民

定員

20名

受講料

1,000円(1期4回分)

授業形式

講義・ゼミ形式

上記は前期・後期共通です。



□主催：高岡法科大学

□後援：富山県・高岡市・富山市・(公財)富山県ひとづくり財団・財団法人富山県新世紀産業機構・富山県商工会議所連合会・富山県商工会連合会・富山県中小企業団体中央会・社団法人富山県経営者協会・富山経済同友会・高岡商工会議所・富山商工会議所・独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロ富山

テーマ **企業活動をめぐる法** — 会社法と経済法の視点から —**会社法の現状と改正への動向**講師: 高岡法科大学教授 **高倉 史人**

企業活動の基本法である会社法が施行されてから今年の5月で7年が経過した。その間、会社実務が大きく変化し、それに伴い会社法も改正の動きが活発化している。本セミナーでは会社法の現状と改正の動向を概観し、特に改正の中心となっているコーポレートガバナンスとM&Aなどについて考えてみる。

第1回 **7月 4日(木)** / 会社法の現状第3回 **7月18日(木)** / コーポレートガバナンスと危機管理第2回 **7月11日(木)** / 会社法改正の動向第4回 **7月25日(木)** / M&A・企業再編

■ 前・後期とも時間は19:00~20:30

独占禁止法執行の新潮流講師: 高岡法科大学教授 法学博士 中国弁護士(律師) **姜 姍**

近年、日本の独占禁止法は、時代の要請に応じて画期的な改正が行われ、一層整備・強化され、厳格に執行されるようになった。事業活動において独占禁止法の知識は必要不可欠となっている。本セミナーでは、「大企業」と「中小企業」に着目し、日本及び主要国の独占禁止法について最新の情報を提供し、益々グローバル化する市場経済に対応する独占禁止法について学ぶ。

第1回 **10月 3日(木)** / 改正後の日本の独占禁止法(1) —「カルテル」規制・課徴金制度—第2回 **10月10日(木)** / 改正後の日本の独占禁止法(2) —中小企業の保護策:「不公正な取引方法」規制—第3回 **10月17日(木)** / 外国の独占禁止法(1) —アメリカ反トラスト法とEU競争法を中心に—第4回 **10月24日(木)** / 外国の独占禁止法(2) —中国の独占禁止法の執行現状—

希望講座

前 期 ・ 後 期

フリガナ

TEL ()

—

申込者

連絡先

FAX ()

—

E-mail

〒

住 所

フリガナ

企業名

※申込書より取得した個人情報は、高岡法科大学イブニングセミナー以外に利用しません。また、第三者に提供しません。

申し込み締切日

前期/6月27日(木) 後期/9月26日(木)

※事前の予約がなく、当日になって受講をご希望の場合、欠員があれば受付いたします。下記電話番号までお問い合わせ下さい。

お 申 込 先

FAX.0766-63-6410

※申込書をコピーしてご記入の上、下記までファックスにてお送り下さい。※締切後、ファックスにて受講表をお送りしますので、当日ご持参下さい。

